

令和7年4月14日

新木場公園 指定管理者  
東部地区公園グループ  
(代表団体 東京港埠頭株式会社)

新木場公園バーベキュー事業における未成年者への  
アルコール飲料の誤提供について

この度、当グループが管理している新木場公園のバーベキュー広場において、下記の事故が発生いたしました。ご迷惑をおかけした利用者及び関係者の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、二度とこのような事態を発生させないよう、対応してまいります。

記

1 発生日時

令和7年4月11日（金曜日） 12時半頃

2 発生場所

東京都江東区新木場二丁目（東京都立新木場公園バーベキュー広場）

3 発生時の状況

バーベキュー広場の運営事業者（株式会社ステップアウト 本社所在地：東京都豊島区南池袋一丁目16番15号）が、当該広場を貸し切り利用していた高等学校2年生の生徒及び引率の教師約400名にソフトドリンク飲み放題のプランでドリンクを提供する際、誤ってアルコール入りのドリンクを8杯提供してしまいました。ドリンクを受け取った生徒からにおい等に違和感があるとの連絡を受け、速やかに引率の教師に報告するとともに、生徒あてにドリンクを飲まないようアナウンスし、アルコール入りのドリンクを回収しました。

#### 4 被害の状況

においに違和感があるなどで口にしなかった生徒を除く数名がアルコール入りのドリンクを口にしてみました。口にされた方には体調を確認し、うち1名の方にイスに座っていただき十分な水分補給の上、しばらくの間、休んでいただくなど経過を観察し、体調の変化が見られなくなったことを確認して、引率の教師と一緒にお帰りいただきました。事故発生の翌日（4月12日）、弊社及びバーベキュー広場の運営事業者が学校を訪問して謝罪するとともに、その後の生徒の体調等について、イスで休んでいただいた方も含め体調不良の方はいらっしゃらないことを確認しました。

#### 5 再発防止に向けた対応

バーベキュー広場の運営事業者に対し、公園管理者として嚴重注意するとともに、当グループ及び東京港埠頭株式会社が管理するすべての施設において本件に関する情報共有を図ります。また、これまでもアルコール飲み放題のお客様の年齢確認はリストバンドをお渡しする際に行っていましたが、複数人での確認により、今後さらに飲料提供体制を強化し一層の徹底を図ります。

お問い合わせ

東京港埠頭株式会社公園事業部企画開発課

電話 03-3599-7463